

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- ・子どもがいる場合は、その健やかな成長のために、面会交流についてしっかりと話し合うようにしてください。

児童手当の受給者の変更

- ・児童手当の受給者と児童が別居した際、手続が必要です。手続は原則受給者本人に限ります。手続されない場合、児童手当は支給することができません。
- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童と同居している人に受給者変更できることがあります。
- ・配偶者からの暴力を理由に住民票を動かさず別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・手続の詳細は、**国保医療課 福祉医療・手当係**(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、相談・情報提供・一時保護などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、**市民相談課 相談係**にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。

* 離婚を考えている皆さまへ *

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、お二人の財産を分けることができます。

・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



・離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで親権者を定める必要があります。子どものために、しっかりと話し合うようにして下さい。

○養育費

・養育費とは、子どもが自立する（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

・面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。

・養育費や面会交流についても、子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合うようにしてください。

〈養育費に関する
裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する
裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、児童扶養手当を受給できる場合があります。

・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、**国保医療課 福祉医療・手当係**に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

○母子・父子自立支援員

・離婚前や離婚後の生活の不安や就職、お金のことなどについて、母子・父子自立支援員に相談することができます。（相談場所：市役所1階7番窓口 要事前予約）